

5つの権利を考える ～国内調査と海外調査から見えてきたこと～

実務者会議は 2010～11 年度に、手話の法制化について国内調査と海外調査を実施した。国内調査では収集した差別事例を類型化して、《手話を獲得する》、《手話で学ぶ》、《手話で学ぶ》、《手話を使う》、《手話を守る》の「5つの権利」にまとめた。海外調査はニュージーランド、フィンランドの手話関連諸法規をめぐる過去と現在の状況を分析し、さらに欧州で注目されている「ハンガリー手話言語法」の存在を明らかにした。

ここでは、「5つの権利」の概念を切り口に、海外3カ国の手話法制化をめぐる状況を考察する。

ニュージーランド

ニュージーランド手話言語法によって、手話は、言語的文化的集団であるろう者の第一言語であり、視覚的・身振りの言語であると定義され、公用語であることが宣言された。

しかし、《手話を獲得する》権利は関連法規からはうかがえない。

《手話を学ぶ》権利と関連して、教育省は、2007 年に手話の指導・学習の指針となる「NZSL in New Zealand Curriculum」を発表した。これは学校教育に手話を科目として取り入れるためにデザインされたものであり、ろうの生徒のみ対象とするものではないが、早期教育での使用も念頭におかれている。また、ろう教育センターにおいて、生徒の手話能力を評価するシステムの開発が進められている。

《手話で学ぶ》権利については、国家人権委員会に、ろう児が教育において手話を使う権利を保障することを求める申し立てが出されていることから、教育での手話使用は権利としては認められていないことが推定される。しかし、財政的理由などで不足は指摘されているものの、メインストリーム学校においてはろうの生徒に対する手話通訳の手配がなされている。

《手話を使う》権利については、手話言語法によって、裁判所、審判所などの法的手続きにおいて手話を使用することは権利として明確に定められている。しかし、その他の政府機関においては権利としてではなく、自己の機能および権限を行使するにあたり、合理的に実行可能な限り行うという努力義務にとどまっている。

《手話を守る》権利については、手話言語法のモデルとなったマオリ語法がマオリ語の発展のための政策立案、実行計画の履行など担うマオリ語委員会を設置し、予算措置を明記したのに対して、手話言語法は無言である。

フィンランド

手話は「自分の言語と文化に対する権利」を定める憲法第 17 条の中で、認知言語の 1 つ

として扱われ、法律などを制定して手話使用者が基本的権利として自らの言語である手話を使用し、文化を発展させる機会を保障するよう定められた。ただし、《手話を獲得する》権利については無言であり、ろう児を授かった聴こえる両親に対する手話の指導は民間プロジェクトが担っている。

他方で《手話で学ぶ》権利および《手話を学ぶ》権利については手厚い。憲法で認められた言語権を反映しており、小中学校にあたる基礎教育および高等教育では、手話を教育言語として使用できることが法律で明記されている。特に聴覚に障害がある生徒に対しては、生徒や保護者が申し出たときなど必要な場合は、手話で教育しなければならないことが定められている。また、生徒は自分のネイティブ言語である手話を母語として教わることもできると定められている。したがって、教育言語としてのみならず、言語科目として母語を教わるのが法文上は保障されている。ただし、実施状況に問題があることが指摘されている。

《手話を使う》権利に関しては、相当程度保障されている。2010 年の障害者のための通訳サービス法により、ろう者、難聴者は最低限 180 時間、盲ろう者は最低限 360 時間の通訳時間が保障され、予算措置がなされている。法律は最低限のサービスを謳っており、必要な場合には追加時間を要求することができる。通訳サービスの利用範囲は広く、日常生活の一環としての商売、娯楽、勉強などのための海外旅行も含まれる。教育の通訳はこの時間には含まれず、別に定められ、公式のカリキュラムの時間枠で利用者が勉強を完了できる範囲を限度に提供される。また、公的機関、裁判所、警察、病院等についてはそれぞれの関連法規により当局の責任が定められている。ただし、上記 4 つの権利に関しては、障害を基準にろう者にサービスが提供されることから医師が一定の発言力を有しており、権利実現の阻害要因となることがある。

《手話を守る》権利については、言語計画、辞典編纂、言語相談、講習会、調査プロジェクトを実施するフィンランド言語研究所が、その任務のひとつとして手話の調査、言語の純粋さの保存を担うことが法律で定められている。

ハンガリー

2009 年に制定されたハンガリー手話言語法は、ニュージーランド手話言語法およびフィンランドの手話に関する諸法規をモデルにしたとされる。同法はまず、手話は独自の体系を持った自然言語として、その言語としての地位が認知している。《手話を獲得する》権利および《手話を学ぶ》権利については、ろう児・生徒のために設立された特別ニーズ教育機関等では、幼稚園教育および就学前教育の年から、ハンガリー手話あるいは特別なコミュニケーションシステムを指導することが義務付けられている。手話と特別なコミュニケーションシステムは別物であることが定義され、本人または保護者がそれを選択する権利を有する。

《手話で学ぶ》権利についても、バイリンガル教育または聴覚口話法による早期教育の

いずれを受けるか、保護者が選択、決定できることが定められている。そのために、学校教育法に従って設置された専門家およびリハビリテーション委員会は、保護者に対してバイリンガル教育および聴覚口話法教育についての情報を提供するものとされている。さらに、未成年者の障害を認定する際、医師または医師が承認した医療従事者は、速やかに保護者に対し、利用可能な諸手当および発達の可能性に関する情報を提供しなければならないことが定められ、偏った情報のみが提供されることを防止している。

《手話を使う》権利については、手話通訳は無料で、一人当たりの年間利用時間は最高120時間であると定められた。フィンランドと同様に予算措置のための規定でもあるが、利用時間に制限がかかっている。ただし、高校、大学の学生に対しては若干の追加時間が付記されている。行政の手続きやサービス、警察や裁判所において、法律は手話通訳を介することは認められているものの、手話通訳サービスへのアクセスや手配の責任については明記していない。公共サービス活動に関する手話通訳費用は、公共サービスあるいは公共の活動を提供する機関、団体、教育機関が負担するとのみ定めている。

《手話を守る》権利については、ハンガリー手話使用者のコミュニティが、手話を使用し、発展させ、保存する権利を有するとともに、ろう文化を育成し、拡大し、継承する権利を有することが法律に記されている。ただし、委員会や予算措置については明文はない。なお、2012年1月に施行された新憲法においては、ハンガリー手話はハンガリー文化の一部として保護されることが謳われている。

以上

手話言語法（仮称）制定推進委員会の会議報告

2010 年度（2010 年 10 月～2011 年 6 月）

事業・会議等実施報告

（敬称略）

（1）研究会

- 委 員：1. 石野富志三郎（全日本ろうあ連盟 理事長）
2. 松本晶行（全日本ろうあ連盟 副理事長）
3. 小中栄一（全日本ろうあ連盟 副理事長）
4. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）
5. 高田英一（全日本ろうあ連盟 参与）
6. 本名信行（青山学院大学 名誉教授）
7. 藤井克徳（内閣府「障がい者制度改革推進会議」 議長代理）
8. 小畑修一（筑波技術短期大学 名誉教授）
9. 市川恵美子（全国手話通訳問題研究会 会長）
10. 小椋英子（日本手話通訳士協会 会長）
11. 野村茂樹（弁護士 日弁連人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会 部会長）

オブザーバー：田中慎也（日本言語政策学会 会長）、矢田宏人（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 室長）、東俊裕（内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 室長）、大西孝志（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官）、鈴木茂樹（全国聾学校長会 会長）、小田侯朗（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総括研究員）、日本財団

出席：石野・小中・松本・久松・高田・本名・藤井・小畑・市川・小椋・野村

会議実施：

第 1 回 日時：2010年10月20日

場所：東京・日本財団会議室

議題：委員およびオブザーバー紹介

委員長選出

事業概要（目的、スケジュール等）説明

会議運営要項説明

実務者会議の委員長を任命

国連及び各国の状況

出席：石野・松本・久松・高田・本名・藤井・小畑・市川・小椋・野村

第2回 日時：2010年11月24日

場所：東京・測量年金会館

議題：海外調査について

国内調査について

来年度事業について

出席：石野・小中・久松・本名・藤井・小畑・市川・野村

第3回 日時：2010年2月9日

場所：東京・測量年金会館

議題：推進会議等の状況報告

海外調査について

国内調査について

来年度事業について

出席：石野・久松・高田・本名・藤井・小畑・市川・小椋

第4回 日時：2011年3月2日

場所：東京・測量年金会館

議題：推進会議等の状況報告

海外調査について

国内調査の報告

出席：石野・小中・久松・高田・藤井・小畑

第5回 日時：2011年6月24日

場所：東京・測量年金会館

議題：推進会議等の状況報告

海外調査について

国内調査の報告

2012年度の事業計画

出席：石野・小中・久松・高田・藤井・小畑・野村

(2) 実務者会議

委員：1. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）

2. 大杉豊（筑波技術大学 准教授）

3. 松崎丈（宮城教育大学 准教授）

4. 田門浩（弁護士）

5. 金澤貴之（群馬大学 准教授）

6. 小林昌之（日本手話研究所 研究員）

7. 澁谷智子（日本学術振興会 特別研究員）
8. 伊藤正（全国手話通訳問題研究会 事務局長）
9. 甲斐更紗（鹿児島大学教育学部附属教育実践センター）
10. 西滝憲彦（全日本ろうあ連盟 教育対策部長）
11. 松本正志（全日本ろうあ連盟 手話通訳対策部長）

①実務者会議実施

第1回 日時：2010年10月20日

場所：東京・日本財団会議室

議題：挨拶

委員紹介

第一回研究会の報告（事業目的、スケジュール等説明）

委員の役割分担

・文献調査

・海外視察・調査

国連及び各国の状況

出席：久松・大杉・松崎・田門・金澤・小林・澁谷・甲斐・西滝・松本

第2回 日時：2010年11月17日

場所：東京・測量年金会館

議題：午前…内閣府、文部科学省、厚生労働省委員会の報告

午後…海外調査について

国内調査について

研究会への報告内容確認について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・伊藤・松本

第3回 日時：2010年11月9日

場所：東京・測量年金会館

議題：研究会の報告

手話言語法案骨子をつくるための6つの柱

調査の質問項目(案)

海外調査の方針

手話言語の定義について

国内調査について

出席：久松・大杉・金澤・小林・澁谷・伊藤・西滝・松本

第4回 日時：2011年1月19日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：推進会議等の動き

障害者制度改革の推進のための二次意見

海外調査報告

- ・スケジュール表
- ・ドン・マッケイ氏より

国内調査について

研究会報告内容の確認

平成21年度障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査報告書

出席：久松・松崎・田門・金澤・小林・甲斐・西滝・松本

第5回 日時：2011年2月9日

場所：東京・測量年金会館

議題：研究会の報告

海外調査について

国内調査について

出席：久松・大杉・田門・金澤・澁谷・甲斐・松本

~~第6回 日時：2011年3月2日 場所：東京・測量年金会館（中止）~~

第7回 日時：2011年4月7日

場所：東京・測量年金会館

議題：海外調査について

- ・派遣委員の確認
- ・派遣期間・国

国内調査について

報告書の役割分担について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・甲斐・西滝・松本

第8回 日時：2011年5月16日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：海外調査について

- ・派遣スケジュールの確認
- ・派遣期間・国

国内調査について

報告書の役割分担について

出席：久松・大杉・金澤・小林・澁谷・甲斐・西滝・松本

第9回 日時：2011年6月17日

場所：東京・日本財団会議室

議題：海外調査の報告について

国内調査の報告について

研究会への報告について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・西滝・松本

第10回 日時：2011年6月24日

場所：東京・測量年金会館

議題：第5研究会議題内容に同じ

出席：久松・金澤・西滝・松本

②国内作業チーム打ち合わせ

第1回 日時：2011年3月11日

場所：宮城・宮城教育大

出席：松崎・甲斐

第2回 日時：2011年4月18日

場所：京都・連盟京都事務所

出席：金沢・甲斐・西滝・松本

第3回 日時：2010年6月9日

場所：京都・メルパルク京都

出席：金沢・甲斐・西滝・松本

③海外調査

第1回 派遣期間：2011年1月5日～13日

派遣場所：ニュージーランド

派遣委員：大杉・小林

第2回 派遣期間：2011年5月21日～30日

派遣場所：フィンランド・ハンガリー

派遣委員：大杉・小林・西滝

2011年度（2011年7月～2012年3月）

事業・会議等実施報告

（敬称略）

（1）研究会

- 委員：1. 石野富志三郎（全日本ろうあ連盟 理事長）
2. 松本晶行（全日本ろうあ連盟 副理事長）
3. 小中栄一（全日本ろうあ連盟 副理事長）
4. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）
5. 高田英一（全日本ろうあ連盟 参与）
6. 本名信行（青山学院大学 名誉教授）
7. 藤井克徳（内閣府「障がい者制度改革推進会議」 議長代理）
8. 小畑修一（筑波技術短期大学 名誉教授）
9. 市川恵美子（全国手話通訳問題研究会 会長）
⇒石川芳郎氏に途中交代
10. 小椋英子（日本手話通訳士協会 会長）
11. 野村茂樹（弁護士 日弁連人権擁護委員会障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会 部会長）

オブザーバー：田中慎也（日本言語政策学会 会長）、君島淳二（厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室 室長）、東俊裕（内閣府障がい者制度改革推進会議担当室 室長）、大西孝志（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官）、鈴木茂樹（全国聾学校長会 会長）、小田侯朗（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 総括研究員）、日本財団

会議実施：

第1回 日時：2011年8月11日

場所：東京・測量年金会館

議題：人事紹介

改正障害者基本法について

意見交換

実務者会議委員長案（手話言語法案）について

年間スケジュールについて

出席：石野・小中・久松・高田・本名・藤井・小畑・野村

第2回 日時：2011年9月29日

場所：東京・測量年金会館

議題：意見書について

法案骨子について

手話言語法フォーラムについて

小畑委員提出資料について

出席：石野・久松・高田・本名・小畑・市川（代理：浅井）

第3回 日時：2012年2月16日

場所：東京・測量年金会館

議題：報告について

意見書・法案について

手話言語法フォーラムについて

出席：石野・小中・久松・高田・本名・藤井・小畑・石川（代理：浅井）・小
椋・野村

（2）実務者会議

委員：1. 久松三二（全日本ろうあ連盟 事務局長）

2. 大杉豊（筑波技術大学 准教授）

3. 松崎丈（宮城教育大学 准教授）

4. 田門浩（弁護士）

5. 金澤貴之（群馬大学 准教授）

6. 小林昌之（日本手話研究所 研究員）

7. 澁谷智子（日本学術振興会 特別研究員）

8. 伊藤正（全国手話通訳問題研究会 事務局長）

9. 甲斐更紗（立命館大学 ポストドクトラルフェロー）

10. 西滝憲彦（全日本ろうあ連盟 教育対策部長）

11. 松本正志（全日本ろうあ連盟 手話通訳対策部長）

オブザーバー：木村晴美（国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科教官）

①会議実施

第1回 日時：2011年7月29日

場所：東京・測量年金会館

議題：国内チーム報告

海外調査報告

骨子案討議委

年間スケジュール確認

人工内耳について

出席：久松・大杉・金澤・小林・澁谷・伊藤・甲斐・西滝・松本

第2回 日時：2011年8月12日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：骨子案討議

最終報告書の様式について

人工内耳について

出席：久松・大杉・田門・金澤・小林・澁谷・伊藤・西滝

第3回 日時：2011年9月9日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：意見書及び骨子案について

フォーラムの派遣委員について

勉強用パンフレットについて

出席：久松・大杉・金澤・澁谷・伊藤・松本

第4回 日時：2012年2月10日

場所：東京・連盟本部事務所

議題：フォーラムの報告

意見書及び骨子案について

国内調査報告

海外調査報告

来年度事業について

出席：久松・大杉・田門・金澤・澁谷・西滝

②フォーラム実施一覧（別紙詳細あり）

日付	開催地	担当ブロック・協会	派遣講師
10月2日(日) 13:00～16:00	福井県坂井市三国社会福祉センター 2階大ホール	北信越ろうあ連盟	大杉・澁谷 司会：小中
10月2日(日) 13:00～17:00	二本松市福祉センター 3階	(社)福島県聴覚障害者協会 被災県のため 特別支援	小林・松本
10月22日(土) 13:00～17:30	伊丹アイフォニックホール (http://hccweb1.bai.ne.jp/aiphonic/)	近畿ろうあ連盟	伊藤・西滝・甲斐 国際手話通訳：大杉
12月10日(土) 13:30～16:30	港区ヒューマンぷらざ	関東ろう連盟	大杉・田門・木村
1月8日(日) 13:00～18:00	福岡市少年科学文化会館	九州聴覚障害者団体連合会	大杉・金澤
1月14日(土) 13:30～16:30	愛知県 ウィルあいち	東海聴覚障害者連盟	伊藤・木村・大杉
2月19日(日) 13:30～17:00	さいたま市民会館おおみや 小ホール	関東ろう連盟	伊藤・田門・小畑

フォーラム報告

担当ブロック（協会）	北信越ろうあ連盟（福井県）
日時	2011 年 10 月 2 日 13：00～16：00
場所	坂井市三国社会福祉センター
参加者数	171 名
講師	大杉・澁谷
アンケート回収数	意見書 34 枚・差別事例 16 枚

.....



全体の流れ

13：00-13：15	司会より全体説明
13：15-14：45	「手話言語法」制定推進事業 海外調査及び質疑応答
14：45-15：20	国内調査 5つの権利
15：20-15：30	アンケートチェック
15：30-16：00	差別事例のアンケート記述を基に説明

担当ブロック（協会）	（社）福島県聴覚障害者協会（二本松市）
日時	2011 年 10 月 2 日 13：00～17：00
場所	二本松市福祉センター
参加者数	102 名
講師	松本（正）・小林
アンケート回収数	意見書 52 枚・差別事例 37 枚

.....



全体の流れ

12：45	司会より全体説明 理事長挨拶（代理）
13：00	「手話言語法」制定推進事業 海外調査
14：00	国内調査 5つの権利（DVD上映） 手話言語法案意見書
15：15	質疑応答・意見収集

担当ブロック（協会）	近畿ろうあ連盟（兵庫県）
日時	2011 年 10 月 22 日 12：30～15：00
場所	伊丹アイフォニックホール
参加者数	140 名
講師	西滝・甲斐・大杉・伊藤
アンケート回収数	意見書 13 枚・差別事例 1 枚
その他	終了後にアダム氏講演会

.....

➤	全体の流れ
12：30-12：45	司会より全体説明
12：45-13：00	「手話言語法」制定推進事業
13：00-13：40	国内調査 ※会場から差別体験の発表時間あり
13：40-14：20	海外調査
14：20-15：00	質疑応答

担当ブロック（協会）	関東ろう連盟（東京都港区）
日時	2011 年 12 月 10 日 13：30～17：00
場所	港区ヒューマンぷらざ 6 階
参加者数	253 名
講師	田門・大杉・木村
アンケート回収数	意見書 10 枚・差別事例 8 枚

.....

➤	全体の流れ
13：50-13：55	司会より全体説明・全日本ろうあ連盟理事長挨拶
13：55-14：25	事業概要の説明・質疑応答
14：25-15：00	国内調査・質疑応答
15：00-16：00	海外調査・質疑応答
16：00-16：45	手話言語法案意見書骨子案の説明・質疑応答
16：45-16：55	全日本ろうあ連盟理事挨拶
	終わりの挨拶

担当ブロック（協会）	九州聴覚障害者団体連合会（福岡）
日時	2012 年 1 月 8 日 13：00～16：30
場所	福岡市少年科学文化会館
参加者数	500 名
講師	大杉・金澤
アンケート回収数	意見書 70 枚・差別事例 44 枚

.....



全体の流れ

13：00-13：15	司会より全体説明・主管ブロック挨拶
13：15-13：20	理事長挨拶（代理）
13：20-13：40	「手話言語法」制定推進事業
13：40-14：15	国内調査報告・5つの権利
14：15-14：45	質疑応答
14：55-16：00	海外調査報告・質疑応答・意見収集
16：00-16：20	骨子案説明・質疑応答・意見収集
16：20-16：25	終わりの挨拶

担当ブロック（協会）	東海聴覚障害者連盟（愛知県）
日時	2012 年 1 月 14 日 13：00～16：00
場所	ウィルあいち 2 階 大会議室
参加者数	271 名
講師	伊藤・大杉・木村
アンケート回収数	意見書 37 枚・差別事例 23 枚

.....



全体の流れ

13：00-13：05	司会より全体説明・全日本ろうあ連盟理事長挨拶
13：05-13：15	事業概要の説明・質疑応答
13：15-14：00	国内調査・質疑応答
14：10-14：50	海外調査・質疑応答
15：00-15：55	手話言語法案意見書骨子案の説明・質疑応答
15：55-16：00	終わりの挨拶

担当ブロック（協会）	関東ろう連盟（埼玉県大宮市）
日時	2012 年 2 月 19 日 13：30～17：00
場所	さいたま市民会館おおみや 小ホール
参加者数	282 名
講師	高田・小畑・伊藤・大杉・田門
アンケート回収数	意見書 16 枚・差別事例 12 枚

.....



全体の流れ

13：35-13：45	司会より全体説明・全日本ろうあ連盟理事長挨拶・事業概要の説明
13：45-14：20	手話言語法の必要性
14：25-14：55	国内調査・質疑応答
14：55-15：55	海外調査・質疑応答
16：05-16：45	手話言語法案意見書骨子案の説明・質疑応答
16：45-16：55	まとめ
	終わりの挨拶

手話言語法（仮称）制定推進事業（2012年3月31日時点の肩書）

●研究会委員（50音順 敬称略）

委員長 石野 富志三郎（全日本ろうあ連盟理事長）
市川 恵美子（全国手話通訳問題研究会会長）
小椋 英子（日本手話通訳士協会会長）
小畑 修一（筑波技術短期大学名誉教授）
小中 栄一（全日本ろうあ連盟副理事長）
高田 英一（全日本ろうあ連盟参与）
野村 茂樹（弁護士、日本弁護士連合会人権擁護委員会・障害のある人に対する差別を禁止する法律に関する特別部会会長）
久松 三二（全日本ろうあ連盟事務局長）
藤井 克徳（内閣府「障がい者制度改革推進会議」議長代理、日本障害フォーラム議長）
本名 信行（青山学院大学名誉教授）
松本 晶行（全日本ろうあ連盟副理事長）

●実務者会議委員（50音順 敬称略）

委員長 久松 三二（全日本ろうあ連盟事務局長）
伊藤 正（全国手話通訳問題研究会事務局長）
大杉 豊（筑波技術大学准教授）
甲斐 更紗（立命館大学衣笠総合研究機構ポストドクトラルフェロー）
金澤 貴之（群馬大学准教授）
小林 昌之（日本手話研究所研究員）
澁谷 智子（日本学術振興会特別研究員）
田門 浩（弁護士）
西滝 憲彦（全日本ろうあ連盟理事 教育対策部長）
松崎 丈（宮城教育大学准教授）
松本 正志（全日本ろうあ連盟理事 手話通訳対策部長）



日本財団
The Nippon Foundation

助成事業

「手話言語法（仮称）制定推進事業」は、
公益財団法人日本財団の助成を
受けています。

●発行:財団法人 全日本ろうあ連盟●

（本部事務所）〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

TEL.03-3268-8847／FAX.03-3267-3445

<http://www.jfd.or.jp/>

印刷:株式会社サンワ

2012年7月発行